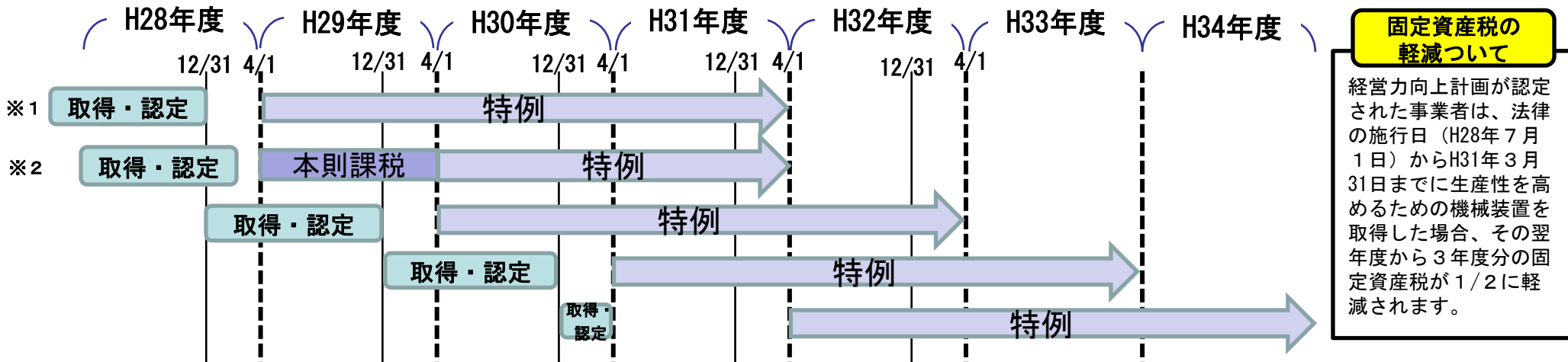


◆経営力向上計画の認定・固定資産税減免にかかるスケジュール



固定資産税の軽減について

経営力向上計画が認定された事業者は、法律の施行日（H28年7月1日）からH31年3月31日までに生産性を高めるための機械装置を取得した場合、その翌年度から3年度分の固定資産税が1/2に軽減されます。

※1：H28年12月31日までに取得した設備（H29年1月1日時点で所有する資産として申告）で、H28年12月31日までに認定を受けた場合は、H29～31年度の3年間固定資産税が軽減されます。
 ※2：H28年12月31日までに取得した設備（H29年1月1日時点で所有する資産として申告）で、H28年12月31日までに認定を取らなかった場合は、固定資産税の軽減はH30～31年度の2年間となります（固定資産税の賦課期日は毎年1月1日となるため、機械装置が事業の用に供することができる状態になった後、年末までに認定が受けられない場合の減税期間は2年間）。

H28年度の場合

H28/7/1法施行		H28/12/31		H29/1/末頃 (償却資産の固定資産税申告期限)		H29/4/1以降	
法施行日以降に取得	<p>生産性を高める機械装置の取得</p> <p>取得日から<u>60日</u>以内に受理</p>	<p>「経営力向上計画」の申請(受理)</p> <p>申請書の受理から認定まで最大<u>30日</u>（事業分野が複数省庁の所管にまたがる場合は最大<u>45日</u>） ※不備等がない場合</p>	<p>「経営力向上計画」の認定</p>	<p>固定資産税の申告までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得した証明書の写し 認定書の写し 申請書の写し <p>を用意、市区町村に提出</p>	<p>3年間、固定資産税を軽減</p>		
<p>生産性を高める機械装置の証明書の申請・取得</p> <p>数日～2カ月程度かかる (工業会等に要確認)</p>							